

一般社団法人茨城県バスケットボール協会

定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人茨城県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の定款第1章及び第2章の規定に基づき、本協会の組織並びに運営に関する基本原則を定めるものとする。

(加盟)

第2条 本協会は、茨城県内のバスケットボールを統括する団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「日本協会」という。)、関東バスケットボール協会及び公益財団法人茨城県体育協会(以下「茨城県体協」という。)に加盟する。

(加盟団体)

第3条 本協会は、茨城県内のバスケットボールを統括するために、茨城県内に組織されたバスケットボール連盟、茨城県体協傘下の市町村体育協会が認めた県内市町村バスケットボール協会を加盟団体として相互の連携を図る。

- 2 市町村にバスケットボール協会がない場合は、市町村体育協会のバスケットボール担当者をもって市町村バスケットボール協会と同様に取り扱うこととする。
- 3 市町村バスケットボール協会は、本細則で定める地区協会を構成する。

(遵守の義務)

第4条 本協会の会員、役員、委員、加盟チーム(役員、指導スタッフ、選手及び関係者)は、本協会の定款、定款細則、諸規程、通達等を遵守する義務を負う。

第2章 役員

(選出)

第5条 理事は、定款第35条の規定に基づき定める。

理事には、各連盟1名及び市町村を代表とする地区協会から1名を代議員会において選出する。

- 2 選任等、役員改選は、定款第37条の規定に基づき定める。

選任等、役員改選には、役員選考委員会を設置し、会長を指名する。

役員選考委員会は副会長以下業務執行理事から3人、各連盟の代表として選出された理事から1名、地区協会から1名の5名で組織される。

- 3 会長が指名され、会長及びそれぞれの理事を代議員会の議決によって選任された後、副会長・専務理事・常務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 理事候補者及び監事候補者は、その就任時において70歳未満の者とする。

ただし、会長候補についてはこの限りではない。

第3章 名誉会長及び顧問

(任期)

第6条 名誉会長及び顧問を置く場合の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 部、委員会

(選出)

第7条 部会員・委員は各連盟・各地区協会から選出する。

(設置)

第8条 本協会には、総務部、財務部、記録報道部、事業部、競技部、審判部、強化部、育成部を置き、各部には専門事項に関する専門委員会を置く。

本協会には次の部会と専門委員会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 財務部会
- (3) 記録報道部会
- (4) 事業部会
- (5) 競技部会
- (6) 審判部会
- (7) 強化部会
- (8) 育成部会

専門委員会

- (1) 指導者育成委員会
- (2) スクール・アカデミー委員会
- (3) 倫理委員会

(委任)

第9条 本協会の部会・委員会規程については、別に定める。

第5章 事務局

(業務)

第10条 事務局の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係諸団体との連絡調整に関すること
- (2) 本協会の公印及び備品の管理に関すること
- (3) 加盟団体との連絡調整に関すること
- (4) 各会議の招集、その準備に関する事務及び議事録の管理に関すること
- (5) 器具、備品、消耗品の購入、印刷物の発注及び管理に関すること

- (6)名簿の収集, 作成, 整備, 管理に関すること
- (7)文書の受発信 保管, 管理に関すること
- (8)資産台帳, 負債台帳及び正味資産を示す書類の管理に関すること
- (9)加盟チームの登録に関する事務及び登録票の保管に関すること
- (10)各部会・委員会より要請された情報収集・整理に関すること
- (11)公式競技会の記録の保存に関すること
- (12)IT関連に関すること
- (13)出版物の販売, 送付に関すること
- (14)事務所の管理運営に関すること
- (15)会長又は専務理事から命ぜられた業務に関すること

第6章 加盟チーム

(加盟チーム)

第 11 条 加盟チームとは, 日本協会が制定した「バスケットボール競技規則」に基づきバスケットボール競技を行うチームであり, 本章の定めるところにより本協会に加盟登録したものをいう。

(種別)

第 12 条 加盟チームの種別は, 日本協会基本規程に準ずる。

(資格)

第 13 条 本協会に加盟しようとするチームは, 茨城県内にその本拠(責任者の住所・活動場所等)を有するものでなければならない。

(加盟登録)

第 14 条 本協会に加盟登録しようとするチームは, 日本協会の定めるインターネットを利用した登録システムによる所定の登録手続(以下 Web 登録)という。)を行わなければならない。

- 2 加盟チームは, 毎年 5 月末日までに Web 登録を行わなければならない。ただし, 新規に加盟登録しようとするチームは, 随時 Web 登録を行うことができるものとする。

(権利)

第 15 条 加盟チームは, 次の事項に関する権利を持つ。

1. 本協会の組織単位として, 関係する種別に関する委員会を通して本協会の施策に関与すること。
2. 本協会, 日本協会又は関東バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし, 参加については, 参加を希望する競技会の要項等の定めるところによる。

(義務)

第 16 条 加盟チームは, 次の義務を負う。

1. 別に定める加盟登録に関する登録費等を加盟登録手続次に納めること。
2. web 登録を行った後に記載事項に変更があった場合は, 所定の用紙を本協会事務局に, 写しをそれぞれ速やかに届け出ること。
3. いずれかの加盟団体に所属すること。

4. 本協会及び日本バスケットボール協会の定める諸規程を遵守すること。

5. 参加する競技会の要項等を遵守すること。

(違反)

第 17 条 加盟チームが前条に違反したときの処分の最終決定は理事会が行うものとする。

(準加盟チーム)

第 18 条 準加盟チームの加盟登録, 大会出場等に関する事項は, 本協会基本規程に定めるところによる。

(選手の移籍)

第 19 条 選手の移籍に関する事項は, 日本バスケットボール協会基本規程に準ずる。

第 7 章 審判

(公式競技会の審判)

第 20 条 本協会の統括する公式競技会の審判員は, 本協会, 日本協会に登録された審判員でなければならない。

(審判規程)

第 21 条 審判に関する事項については, 理事会において別に「審判規程」を定める。

第 8 章 競技会

(公式競技会)

第 22 条 本協会の公式競技会は, 本協会が主催, 共催又は主管する競技会のみとする。

(競技会規程)

第 23 条 競技会に関する事項については, 理事会において別に「競技会開催規程」を定める。

第 9 章 協会旗と標章

(協会旗)

第 24 条 本協会の会旗は, 別紙図面のとおりとし, 「」をあしらったものとする。

(標章)

第 25 条 本協会の標章は, 別紙図面のとおりとし, 「」をあしらったものとする。

(協会旗の使用制限)

第 26 条 本協会の会旗は, 本協会の事前の承認を得ない限り記章その他の意匠として使用することはできない。

(標章の使用制限)

第 27 条 本協会の標章は, 本協会の事前の承認を得ない限り, 記章その他の意匠として使用することはできない。

第 10 章 懲罰

(懲罰)

第 28 条 懲罰に関する事項は, 本協会倫理規程に準ずる。

第 11 章 細則の改廃

(細則の改廃)

第 29 条 本細則の改廃は, 代議員会の議決を経て, これを行う。

- 2 本細則に規定されている条文のうち日本協会基本規程に基づくものは, 日本協会基本規程の改正に伴って自動的に改正されるものとする。

付 則

- 1 この定款細則は, 平成 28 年(2016 年)4 月 1 日より施行する
- 2 法人設立時の理事には, 第 5 条 4 の規程を適用しない。

一般社団法人茨城県バスケットボール協会

部会・委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人茨城県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の運営を円滑に行うため、定款細則第8条の規定に基づき定めるものとする。

(設置)

第2条 本協会には、総務部、財務部、記録報道部、事業部、競技部、審判部、強化部、育成部を置き、各部には専門事項に関する委員会と必要に応じて種別委員会を置く。

2 設置においては、理事会の承認を得なければならない。

(専門委員会)

第3条 専門事項に関する委員会は、次の3委員会とする。

(1) 指導者育成委員会

(2) スクール・アカデミー委員会

(3) 倫理委員会

(特別委員会)

第4条 会長は、必要に応じて理事会の承認を得て、特別委員会（プロジェクト）を設置することができる。

2 特別委員会の設置期間及び構成委員は、理事会で定める。

(組織と運営)

第5条 各部会には、部長1名、副部長及び部会員を若干名置き、理事会の承認を得る。

2 部長は、部会を運営し、業務を推進する。

3 部長は、複数の部会の部長を兼ねる場合は、理事会の承認を得なければならない。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 部会の招集は部長が行い、部長が議長となる。

6 他の部会に影響のある決定事項は、理事会の承認を得なければその効力を有しない。

7 部会の会議は、必ず議事録（要約・決定事項の要点筆記）を作成し、1部を本協会事務局に送付し、1部を当該部会で保存する。

8 部会はその規約を作成し、理事会の承認を得なければならない。規約に伴う細則も理事会の承認を得なければならない。

9 部会は、毎年度事業計画及び予算案を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならない。

10 部会は、毎年度事業報告及び決算を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならない。

第6条 各委員会には、委員長1名、副委員長及び委員を若干名置き、理事会の承認を得なければならない。

2 委員長は、委員会を運営し、業務を推進する。

3 委員長は、複数の委員会の委員長を兼ねるときは、理事会の承認を得なければならない。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

- 5 委員会の招集は委員長が行い、委員長が議長となる。
- 6 他の委員会に影響のある決定事項は、理事会の承認を得なければその効力を発しない。
- 7 委員会の会議は、必ず議事録(要約・決定事項の要点筆記)を作成し、1部を本協会事務局に送付し、1部を当該委員会で保存する。
- 8 委員会はその規約を作成し、理事会の承認を得なければならない。規約に伴う細則も理事会の承認を得なければならない。
- 9 委員会は、毎年度事業計画及び予算を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならなしも
- 10 委員会は、毎年度事業報告及び決算を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならなしも。

(任期)

第7条 部会員及び委員は、任期は2年とし、再任を妨げない。

2 部長、委員長の任期は、5期10年を越えないものとする。

3 補欠又は増員により選任された部会員及び委員の任期は、前任者又は現任者の残余期間とする。

4 部会員及び委員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(総務部会の業務)

第8条 総務部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 定款第2条の事業推進に関すること
- (2) 寄付行為、諸規定に関すること。
- (3) 関係企業との連絡調整交渉に関すること。
- (4) 協賛業者、スポーツ用品メーカー、検定業者(ボール、用器具)との連絡調整。
- (5) 代議員会、常務会、理事会、顧問会議等の運営に関すること。
- (6) 県外大会等のチーム・選手登録受付、管理に関すること。
- (7) 表彰、式典の企画運営に関すること。
- (8) 慶弔に関すること。
- (9) 専門委員会の編成及び運営に関すること。
- (10) 長・中期事業計画の立案並びに年間事業計画に関すること。事業計画の各部計画案との調整に関すること。
- (11) その他、専門部に属さない事項あるいは調整を要すること。

(財務部会の業務)

第9条 財務部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 資産の管理に関すること。
- (2) 年間の収支予算の編成に関すること。
- (3) 年間の収支予算の執行に関すること。
- (4) 年間の収支予算の執行に於ける支出申請・承認に関すること。

- (5) 年間の収支決算の作成に関する事。
- (6) 税務に関する事。
- (7) 補助金、助成金、寄付金に関する事。
- (8) 公認会計士との連絡調整に関する事。
- (9) 金融機関との連絡調整に関する事。
- (10) 小口現金の出納及び各会議・各大会開催時の役員旅費、宿泊費、雑費等の支払に関する事。

(記録報道部会の業務)

第10条 記録報道部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 広報総合計画の立案に関する事。
- (2) 競技会・県代表活動の広報に関する事。
- (3) 記者会見の設定と実施に関する事。
- (4) 報道機関との連絡調整(大会結果報告等)に関する事。
- (5) 取材についての調整、認可に関する事。
- (6) インターネット(HPを含む)の管理運営に関する事。
- (7) パンフレット、プログラム、ポスター、報告書等の印刷物の企画、作成、発行に関する事。
- (8) Bリーグ・WJBLの記録に関する事。
- (9) 外部専門機関の採用に関する事。

(事業部会の業務)

第11条 事業部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) マーケティングスキームの確立に関する事。
(オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、サポーターティングカンパニー他)
- (2) 県代表チームの肖像権の管理と運用に関する事。
- (3) 登録競技者の肖像権および開催大会の映像使用などの管理と運用に関する事。
- (4) Bリーグ・WJBLの事業化に関する事。
- (5) 事業部・記録報道部との連携強化に関する事。
- (6) 新規事業企画立案(新規大会事業も含む)に関する事。
- (7) 県協会ロゴマーク等商標登録の管理、運用に関する事。

(競技部会の業務)

第12条 競技部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 年間競技計画の立案(日程、開催地の調整)に関する事。
- (2) 中・長期計画に基づく大会要項に関する事。
- (3) 競技業務に関する事。
- (4) 選手登録審査に関する事。
- (5) Bリーグ・WJBLの競技に関する事。
- (6) 県総合選手大会の競技(参加受付・組合せ・会場確保)に関する事。

- (7) 3×3 競技の大会運営と普及に関すること。
- (8) 知的障害者・車いす等のバスケットボール競技に関すること。

(審判部会の業務)

第 13 条 審判部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 審判員の養成及び技術向上に関すること。
- (2) 講習会の開催及び講師派遣に関すること。
- (3) 審判員の県外派遣に関すること。
- (4) 審判クリニックへの派遣及びクリニックの開催に関すること。
- (5) TO の養成及び講習会の開催に関すること。
- (6) 公認審判員の活動記録及び管理に関すること。
- (7) 講習会、審査会の資料作成及び報告に関すること。
- (8) 変更規則の伝達に関すること。
- (9) スコアシート等の管理に関すること。
- (10) 競技施設の規格に関すること。
- (11) 用具・設備の規格審査に関すること。
- (12) 審判員登録の徴収に関すること。
- (13) その他、競技規則の業務に関すること。

(強化部会の業務)

第 14 条 強化部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 選手強化についての長期的総合計画の立案に関すること。
- (2) 国体・茨城選抜チームの編成、強化に関すること。
- (3) 国際交流試合、県外試合参加に関すること。
- (4) 日バ協、関バ協、県体協、諸団体との強化に関する事項の連携に関すること。
- (5) 必要とする専門委員会の編成及び運営に関すること。
- (6) 選手の技術に関すること。
- (7) 選手の体力向上に関すること。
- (8) 代表選手・コーチ・監督者への委嘱状の作成・発送に関すること。
- (9) エンデバー伝達講習会開催の計画・実施に関すること。
- (10) Bリーグ・WJBLクリニックに関すること。

(育成部会の業務)

第 15 条 育成部会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) バスケットボールスクール・アカデミー等講習会開催の計画・実現に関すること。
- (2) 選手育成（エンデバー事業の推進を含む）に関すること。

(専門事項に関する委員会の業務)

第 16 条 各専門委員会の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者育成委員会

- ア 公認スポーツ指導者養成講習会開催の計画・実施に関する事。
- イ 養成カリキュラムの作成・改訂に関する事。
- ウ 講習会指導教本（テキストブック）の作成・改訂に関する事。
- エ 公認スポーツ指導者の登録・管理に関する事。
- オ 指導者登録料の徴収に関する事。
- カ 強化部・育成部との連携協力の推進に関する事。
- キ 指導者育成（JBA公認指導者養成制度の推進）に関する事。
- ク 茨城県エンデバーの充実・推進に関する事。
- ケ その他、指導者に関する事。

(2) スクール・アカデミー委員会

- ア バスケットボールスクール・アカデミー等講習会の実施に関する事。
- イ 強化部と連携しエンデバー事業に関する事

(3) 倫理委員会

(新規事業)

第 17 条 各部会・委員会は、新規に事業を行うときは、本協会総会の承認を得なければならない。

(部会・委員会への出席)

第 18 条 専務理事・担当常務理事、監事・事務局長は、必要に応じて全ての部会・委員会に出席できる。

2 委員会の開催案内は事前に事務局長に提出する。

(連絡会議)

第 19 条 部会・委員会相互と事務局との連絡を密にすることを目的として連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、専務理事が必要と認めたときに開催する。

3 連絡会議は専務理事が招集し、議長となる

4 出席者は、専務理事 関係常務理事、事務局長、委員会 1 名とする。

(規程の改廃)

第 20 条 この部会・委員会規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

附.則

本規程は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日より施行する。